

福岡県公報

平成二十八年五月十日
第三千七百九十号
増刊
①

目次

告示 (第四百二十六号)

○福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(団体指導課) …………… 一

告示

福岡県告示第四百二十六号

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める

平成二十八年五月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱 (平成二十三年五月福岡県告示第八百号)

の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

別表一の一の表災害名の欄中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める

別記第一の三(二)中「、農業」の下に「(公庫が直接借入者に融資する場合(以下「公庫直貸」という。)を除く。)」を、「農協を通じ市町村を経由して、」の下に「農業の公庫直貸及び」を加え、別記第一の四(二)中「農業」の下に「(公庫直貸を除く。)」を、「また、」の下に「農業の公庫直貸及び」を加え、別記第一の四(三)及び五(二)中「農業」の下に「(公庫直貸を除く。)」を、「農協等に、」の下に「農

業の公庫直貸及び」を加える。
附則
この告示は、公布の日から施行する。